

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第47条の2の規定に基づき、京都大学環境安全保健機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。 (業務) 第2条 機構は、環境安全保健業務を推進する全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 環境安全保健に関する業務の推進及び連絡調整に関すること。 (2) 事業場（京都大学安全衛生管理規程（平成19年達示第8号。以下この号において「安衛規程」という。）第9条第1項に定めるものをいう。）又は部局（安衛規程第2条第7号に定めるものをいう。）における環境安全保健に関する業務の支援に関すること。 (3) 環境安全保健に関する教育訓練、講習会その他の啓発活動に関すること。 (4) その他環境安全保健業務に関し、機構長が必要と認めること。 2 環境安全衛生部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。 3 放射性同位元素総合センター、環境保全センター、低温物質科学研究センター、保健管理センター、カウンセリングセンター及び医学研究科附属ゲノム医学センター（以下「各センター」という。）は、第1項各号に掲げる業務の支援を行う。 (機構長) 第3条 機構に、機構長を置く。 2 機構長は、本学の教職員のうちから、総長が指名する。 3 機構長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。 4 機構長は、再任されることがある。 5 機構長は、機構の所務を掌理する。	(趣旨) 第1条 (同 左) (業務) 第2条 (1) (2) (3) (4) } (同 左) (機構長) 第3条 2 3 4 5 } (同 左) (副機構長) 第4条 機構に、副機構長を置くことができる。 2 副機構長は、本学の教職員のうちから機構長が指名し、総長が委嘱する。 3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。 4 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。 (運営委員会) 第4条 機構に、機構の運営及び業務に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。 第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 機構長 (2) 安全管理担当の理事 (3) 各センターの長 (4) 部局長又は部局の安全衛生管理担当者 若干名 (5) 環境安全衛生部長 (運営協議会) 第5条 機構に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1) 機構長 (2) 副機構長 (3) 研究科長 若干名 (4) 研究所長 若干名 (5) 総括産業医

改 正 前	改 正 後
(6) その他機構長が必要と認めた者 若干名	(6) 第10条第4項に定める部門長 (7) 第11条第3項に定めるセンター長 (8) 機構の専任の教授 (9) 施設部長 (10) その他機構長が必要と認めた者 若干名
2 前項第4号及び第6号の委員は、機構長が委嘱する。	2 前項第3号、第4号及び第10号の協議員は、機構長が委嘱する。
3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 第1項第3号、第4号及び第10号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。
第6条 機構長は、運営委員会を招集し、議長となる。	第7条 機構長は、協議会を招集し、議長となる。
第7条 運営委員会は、委員（海外渡航中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。	第8条 協議会は、協議員（海外渡航中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。	2 協議会の議事は、出席協議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
第8条 運営委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。	
2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づき機構長が委嘱する。	
第9条 前5条に定めるものほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。	第9条 前4条に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 (部門)
	第10条 機構に、次に掲げる部門を置く。 環境管理部門 安全管理部門 放射線管理部門 健康管理部門
	2 部門及び施設部環境安全保健課は、機構において第2条第1項各号に掲げる業務の実施に当たる。
	3 低温物質科学研究センター及びカウンセリングセンターは、第1項に定める部門が行う業務の協力をを行う。
	4 部門に部門長を置き、本学の教職員のうちから、機構長が指名する。
	5 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。 (附属センター)
	第11条 機構に、次に掲げる附属センター（以下「センター」という。）を置く。 環境科学センター 安全科学センター 放射性同位元素総合センター 健康科学センター
	2 センターは、第2条第1項各号に掲げる業務に関する研究を行う。
	3 センターにセンター長を置き、本学の専任の教授のうちから、協議会の議に基づき、機構長が指名する。
	4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 (専門委員会)
	第12条 機構に専門委員会を置く。
	2 専門委員会に関し必要な事項は、機構長が定める。

改 正 前	改 正 後
(機構に関する事務)	(機構に関する事務)
<u>第10条</u> 機構に関する事務は、 <u>環境安全衛生部</u> において行う。	<u>第13条</u> 機構に関する事務は、 <u>施設部環境安全保健課</u> において行う。
(内部組織に関する委任)	(内部組織に関する委任)
<u>第11条</u> この規程に定めるもののほか、機構の内部組織については、機構長が定める。	<u>第14条</u> (同 左)
(雑則)	(雑則)
<u>第12条</u> この規程に定めるもののほか、機構に 関し必要な事項は、機構長が定める。	<u>第15条</u> (同 左)
	附 則
	1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 2 次に掲げる規程は、廃止する。 (1) 京都大学放射性同位元素総合センター規程 (昭和51年達示第41号) (2) 京都大学放射性同位元素総合センター利用規 程 (昭和54年達示第1号) (3) 京都大学環境保全センター規程 (昭和52年 達示第20号) (4) 京都大学放射性同位元素等管理委員会規程 (昭和35年達示第13号) (5) 京都大学核燃料物質管理委員会規程 (平成4 年達示第19号)